

【構造設備等基準】

○構造設備基準（法3条，条例2条）

項目	基準	
	一般クリーニング所	取次店
一般的構造	<input type="checkbox"/> 居住場所等，他の用途との区画は，（原則として）隔壁によること。 （他の用途と併用しないこと。）（条例2条1項1号）	一般に準じる。
	<input type="checkbox"/> 換気，採光及び照明を十分に行える構造設備とすること。（条例2条1項3号） （換気）有機溶剤を使用する場合は，局所排気装置等を設けることが望ましい。 （照度）300ルクス以上が望ましい。	一般に準じる。
	<input type="checkbox"/> 洗濯物の処理及び衛生保持に支障のない広さ及び構造を有すること。 （機械等が作業の流れに応じて適切に配置されていること。）（条例2条1項2号）	一般に準じる。
	<input type="checkbox"/> 適当な規模の浄化槽を設置すること。（オムツ等，し尿の付着したものを洗濯する場合）※終末処理場のある公共下水道に流出させる場合を除く。（条例2条1項6号）	
保管庫等	<input type="checkbox"/> 洗剤，有機溶剤，薬品等及び洗濯に使用した有機溶剤の排液等を格納する保管庫，戸棚等を設けること。（条例2条1項4号）	
洗場	<input type="checkbox"/> 床・側壁（床から1mまで）はコンクリート，タイル等不浸透性の材質であること。（法3条3項4号，条例2条1項7号） <input type="checkbox"/> 床に適当な勾配と排水口を設けること。（法3条3項4号） <input type="checkbox"/> 洗濯機・脱水機は各1台以上備えること。（兼用できる場合を除く）（法3条2項） <input type="checkbox"/> 下水道又は衛生上支障のない場所に排水できる構造である（条例2条1項8号）	
格納容器	<input type="checkbox"/> 洗濯済みの物と未洗濯の物とに区分してそれぞれ格納できる設備を設けること。（条例2条1項5号）	一般に準じる。
その他	<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレンを使用する場合は，「クリーニング業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針」（平成元年7月7日厚生省・通商産業省告示第6号）及び「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレンの使用管理の徹底について」（平成5年4月9日衛指第74号厚生省生活衛生局長通知）に従い，適正な排水処理装置，活性炭吸着回収装置等の溶剤蒸気回収装置を設置する等所要の措置を講ずること。	

法：クリーニング業法

条例：クリーニング業法に基づく必要な措置に関する条例（広島県）

○衛生上必要な措置基準（法3条，条例2条）

項目	基 準	
	一般クリーニング所	取次店
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーニング所（機械・器具を含む。）を清潔に保つこと。（法3条3項1号） ・ 定期的に消毒し，ねずみ，昆虫等の防除を計画的に行うこと。（条例2条1項9号） ・ 有機溶剤を使用する洗濯機等は，有機溶剤が漏出しないように定期的に点検すること。（条例2条1項10号） ・ 洗濯に使用する水及び有機溶剤は，清浄なものを用いること。（条例2条1項11号） ・ 洗濯に使用した有機溶剤の排液等は，適切に処理すること。（条例2条1項13号） 	<p>一般に準じる。</p>
洗濯物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯物を洗濯又は仕上げ済みのものと未洗濯（未仕上げ）のものに区分しておくこと。（法3条3項2号） ・ 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。（法3条3項3号） ・ 使用した洗剤，有機溶剤等が仕上げ済みの洗濯物に残留しないようにすること。（条例2条1項12号） 	<p>一般に準じる。</p> <p>一般に準じる。</p>
指定洗濯物	<p>指定洗濯物を取り扱う場合は，他の洗濯物と区分しておき，洗濯する前に消毒すること。ただし，消毒効果を有する洗濯法による場合はこの限りでない。（法3条3項5号）</p> <p>指定洗濯物：</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ おむつ，パンツ，てぬぐい，タオル等 ◎病院・診療所において療養のために使用された寝具等 ◎ 感染症にかかっている者が使用したもの ◎ 感染症にかかっている者に接した者が使用したもので，感染症を起こす病原体による汚染のおそれがあるもの 	
格納容器 集配容器	定期的に消毒し，ねずみ，昆虫等の防除を計画的に行うこと。（条例2条1項9号）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務従事者が，結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合は，直ちにその旨を届出し，指示に従って作業に従事させること。（条例2条1項14号） ・ 業務従事者に結核又は感染性の皮膚疾患の健康診断を受けさせるよう指示があった場合，受診させること。（条例2条1項15号） 	<p>一般に準じる。</p> <p>一般に準じる。</p>

法：クリーニング業法

条例：クリーニング業法に基づく必要な措置に関する条例